		北緯35度21分00秒東経140度05分45秒の地点と北緯35度21分03秒東経140度06分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分03秒東経140度06分25秒の地点と北緯35度21分10秒東経140度07分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度21分10秒東経140度07分38秒の地点と北緯35度21分37秒東経140度12分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　静岡県浜松市東区上西町字長表1300　(69.40) (2)　静岡県浜松市北区都田町字神郷地103―2　(110.30)	北緯34度43分32秒東経137度46分05秒の地点と北緯34度45分44秒東経137度44分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度47分55秒東経137度42分22秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　静岡県御前崎市佐倉5561　(84.90) (2)　静岡県掛川市大野字細尾879―1　(234.00)	北緯34度37分31秒東経138度08分37秒の地点と北緯34度48分44秒東経138度03分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　静岡県掛川市大野字谷田790　(163.80) (2)　静岡県掛川市大野字細尾879―1　(234.00)	北緯34度48分29秒東経138度03分50秒の地点と北緯34度48分45秒東経138度03分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　静岡県浜松市天竜区佐久間町太井284―11　(1381.00) (2)　静岡県掛川市中央1―5―8　(95.50)	北緯35度04分07秒東経137度52分56秒の地点と北緯34度46分15秒東経138度00分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和五十一年郵政省告示第三百十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十四年三月八日

総務大臣　川端　達夫

一　昭和四十二年郵政省告示第六百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

二　昭和四十六年郵政省告示第三百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

三　昭和五十六年郵政省告示第三百二号（伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二の項を次のように改める。

二	削除

表三の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

四　昭和五十八年郵政省告示第六百四十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二の項を次のように改める。

二	削除

五　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

第二項の表三五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

七　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第二項の表二七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

八　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

第二項の表三七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

九　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

十　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「放送業務用」に改める。